

# 公 告

公 告 第 448 号

令和 4 年 4 月 1 日

大和ハウス工業健康保険組合  
理事長 香曾我部 武



令和 4 年 4 月 1 日付大和健発第 1 号をもって、近畿厚生局長宛に認可申請したところ、令和 4 年 4 月 5 日付近厚発 0405 第 15 号をもって認可があったので、公告する。

■組合規約 新旧条文対照表 (別添)

## 新旧条文対照表

新	旧
<p>(事業所の名称及び所在地)</p> <p>第4条 この組合が設立されている事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>大和リビング株式会社 東京都新宿区</p> <p>大和ハウスブルーム株式会社 大阪市 北区</p>	<p>(事業所の名称及び所在地)</p> <p>第4条 この組合が設立されている事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>大和リビング株式会社 東京都新宿区</p>
<p>(組合員の範囲)</p> <p>第43条 この組合は、全国に所在する次に掲げる事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第8条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。</p> <p>大和ハウス工業株式会社</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>大和リビング株式会社</p> <p>大和ハウスブルーム株式会社 (以下略)</p>	<p>(組合員の範囲)</p> <p>第43条 この組合は、全国に所在する次に掲げる事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第8条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。</p> <p>大和ハウス工業株式会社</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>大和リビング株式会社</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>
<p>附 則</p> <p>この規約は、認可の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p>	